

新潟市食の安全意見交換会の委員の公募に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟市食の安全意見交換会（以下「会議」という。）の委員の公募について、必要な事項を定めるものとする。

(公募委員定数)

第2条 公募委員の定数は、2人以内とする。

(応募資格)

第3条 公募により委員に応募できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 本市に在住する者で、満18歳以上の者
- (2) 本市が設置する他の附属機関等の委員でない者
- (3) 国又は地方公共団体の議員及び職員でない者

(応募方法)

第4条 応募者は、住所、氏名、生年月日、性別、電話番号(日中の連絡先)、職業、応募動機、活動履歴を記載したものに、作文を添えて、持参、郵送、ファックス、電子メール等により応募するものとする。

(選考委員会)

第5条 公募委員を選考するため、会議の公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を公募の都度設置する。

2 選考委員会の構成員は、次の表に掲げる職にある者をもって充てる。

職
新潟市食の安全意見交換会会長
保健衛生部長
食の安全推進課長

(選考方法)

第6条 公募委員の選考は、選考委員会において作文を審査し、選考委員の合議により行う。

(事務局)

第7条 選考委員会の事務局は、保健衛生部食の安全推進課に置く。

(結果の通知)

第8条 公募委員の選考の結果は、応募者本人に通知するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるほか、委員の公募に関する事項については、必要に応じて別途定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年1月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。